

事業評価書（事前）

事務事業名	P R T R総合データ管理事業	
事務事業の概要	(1)目的	<p>化学物質による人への健康影響を未然に防止するという観点から、P R T R法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律）に基づくデータの集計及び公表を行う。</p> <p>P R T R制度の対象物質の毒性等に関する情報提供を行う。</p> <p>これらにより、化学物質による環境保全上の支障が生じることを未然に防止しつつ、I T国家の実現に向けた必要な安全体制整備を行うことを目的とするものである。</p>
	(2)内容	<p>以下に掲げる事項について、インターネット等を通じて迅速かつ的確に一般国民等に対してわかりやすく提供する。</p> <p>P R T R法に基づき洗濯業や医薬品製造業などの厚生労働省所管業種から提出された化学物質の排出量や移動量の集計結果等</p> <p>に加えてP R T R制度の対象物質の毒性等に関する情報など、より付加価値の高い情報</p>
	(3)達成目標	<p style="text-align: right;">14百万円</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">予算額（案）</p> <p>平成14年度上半期までにシステム開発を終了し、平成14年度下半期より(2)に掲げる事業を実施するとともに、平成15年度以降もシステムの維持管理等を行う。また、平成15年度以降、当該情報に対する周知を図り、本システムの積極的な活用を推進すべく、利用者の意見も取り入れるなどした上で、提供する情報を最新のものに改訂する。</p>
評価	(1)必要性	<p>〔国民や社会のニーズに照らした妥当性〕</p> <p>本事業は、「産業構造改革・雇用対策本部 中間取りまとめ」（平成13年6月26日：産業構造改革・雇用対策本部決定）におけるI T分野での「e - J a p a n重点計画」の推進を踏まえ、電子政府の実現に向けた官民接点のオンライン化や行政情報のインターネット公開、利用促進を図る観点から実施するものである。また、P R T R制度そのものについても、同中間とりまとめにいう、環境分野での事業活動における環境保全のための取組を促進するものである。</p> <p>〔公益性〕</p> <p>本事業の実施により、化学物質の毒性等に関心を持っている一般国民等に対する情報提供が適切になされるとともに、P R T R制度の適用外である小規模事業所に対して、化学物質安全対策に係る意識向上を図るための基礎的な知識の普及が図られることから、公益に適うものである。</p> <p>〔官民の役割分担〕</p> <p>法に基づく届出の枠組みや関連する情報等は国が提供し、提供された各種情報を用いた排出量の削減などの化学物質安全対策に係る取組は民間企業が自主的に実施する。</p> <p>〔国と地方の役割分担〕</p> <p>法に基づく事業者からの届出は都道府県を通じて各事業所管大臣に最終的に届け出られることとされている。なお、秘密情報を含むものについては都道府県を経由せずに直接事業所管大臣に届出がなされる。</p> <p>〔緊要性の有無〕</p> <p>P R T R法に基づく各種届出は平成14年度から開始されることから、法の施行にあわせ、関連する情報を提供する枠組みを構築することが化学物質安全対策推進の観点から必要である。</p> <p>〔他の類似施策（他省庁分を含む）〕</p> <p>P R T R法の主管省庁である経済産業省及び環境省においては、都道府県経由の届出に関する作業を迅速かつ円滑に行うため、主管省庁が共用して使用できる共同運用サーバを開発中（平成13年度中に整備予定）。</p>
		(2)有効性

	<p>とが予想される。 なお、制度の適用外である小規模事業所への化学物質安全対策に係る啓発も期待される。</p> <p>〔効果の発現が見込まれる時期〕 平成14年度中(システム稼働予定)</p>
(3)効 率 性	<p>〔単年度の費用〕 14百万円(平成15年度以降:8百万円)</p> <p>〔手段の適正性〕 各企業など情報を必要としている者が個々に化学物質に係るデータを収集、提供するよりも、国が各種データを効率的かつわかりやすい形で公開し、その普及を図る方が効率的である。</p>
(4)そ の 他 (公平性・優先性 など)	<p>〔優先性〕 P R T R総合データ管理事業については、現在、経済産業省と環境省が開発中の共通サーバと連携させるため、両省共同の開発状況を見極めつつ整備を進めていく必要があること、P R T R制度における届出が平成14年度末に予定されていることから、平成14年度の上半期に整備を行わなければならないものである。</p>
関連事務事業	なし
特 記 事 項	なし
主 管 課 及 び 関 係 課	<p>(主管課) 医薬局審査管理課化学物質安全対策室 (関係課) 届出対象事業所を所管する関係部局</p>